

上田市図書館資料収集基本方針

1 目的

この方針は、上田市立図書館が、図書館法に基づく公立図書館として図書館活動を行うための、最も基本となる図書館資料の収集について、その基本方針及び必要な事項を明らかにし、業務を行うための指針とすることを目的とする。

2 基本方針

上田市立図書館は、すべての市民の知る権利、学ぶ権利を保障することを第一の原則とし、次のとおり収集方針を定める。

- (1) 「図書館の自由に関する宣言」(日本図書館協会)の精神を尊重し、次の事項に留意した資料収集を行う。
 - ア 多様な、対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
 - イ 著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著作を排除することはしない。
 - ウ 図書館員の個人的な関心や好みによって選択をしない。
 - エ 個人・組織・団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、紛糾を恐れて自己規制をしない。
 - オ 図書館の収集した資料がどのような思想や主張をもっていようとも、それを図書館及び図書館員が支持することを意味するものではない。
- (2) 市民の要求を積極的に受け止めて検討し、収集の参考とするとともに、時代の変化に対応する資料収集を行う。
- (3) 市民の生活、仕事、暮らし全般にわたって役立つ資料を収集するとともに、多くの市民が利用できるよう、多様で豊かな蔵書構成の資料収集を行う。
- (4) 市民の学習活動を支援するため、文化教養、調査研究、趣味、レクリエーション等に資する資料収集を行う。
- (5) 市民が地域社会の一員として、地域の行政や文化に関する理解を深めることに役立つ資料収集を行う。特に上田地域に関する資料は、網羅的に収集する。
- (6) 蔵書構成は一般図書・参考図書・児童書・地域資料・古文書・視聴覚資料等とし、全体のバランスを考えて資料収集を行う。
- (7) 図書以外の新しい媒体による資料については、その利便性、継続性、普及の状況などを考慮し収集を行う。

3 館別収集方針

上田図書館、地域図書館及び分室は、地域性及び各館の規模や機能に応じた蔵書構成に留意し、図書館全体の体系的な資料の充実を目指して収集を行う。

- (1) 上田図書館は、上田市の中心館として、参考図書、地域資料その他市民の教養、調査研究に役立つ資料を中心に幅広く収集する。特に上田市に関する資料は古文書を含め、網羅的に収集する。また、地域図書館および分室を補完する資料の収集に努める。
- (2) 地域図書館及び分室は、施設の規模等に留意し、市民の教養、趣味、レクリエー

ション等に役立つ資料を中心に、基礎的、入門的な資料を収集するとともに、図書館のコンセプトや地域の特性に応じた資料収集に努める。

4 収集方法

資料の選定は、この基本方針に基づき、新刊案内、出版目録、書評、リクエスト、現物見本等の多様な情報に基づいて選定し、購入、寄贈、所管換などの方法により収集する。地域資料については書店からの情報も活用し収集する。

図書館職員は、市全体の最適な蔵書構成に留意して、図書館ごとに選書会議を随時行い、図書館長が決定する。

5 収集資料の種類

収集する資料の種類は、次のとおりとする

- (1) 図書（一般図書・参考図書・児童書）
- (2) 地域資料（古文書を含む）
- (3) 逐次刊行物（新聞・雑誌）
- (4) 視聴覚資料（マイクロフィルムを含む）
- (5) ハンディキャップサービス資料
- (6) 外国語資料
- (7) 電子資料
- (8) その他特に必要と認められる資料

6 資料別の収集方針

(1) 一般図書

図書館資料の基盤をなす図書は、個々の内容やその利用価値を十分に考慮し収集する。

一般図書はすべての分野にわたり、教養、レクリエーション、調査研究等に役立つ資料を、入門書から必要に応じて専門書まで体系的に収集する。ただし、極めて特殊な専門書、学習参考書、各種試験問題集およびテキスト類は、原則として収集しない。

(2) 参考図書

参考図書は、市民の調査研究のために必要な、事典、辞書、地図、図鑑、年鑑、統計書、法令集、目録、索引、政府刊行物等を、正確性を重視して収集する。

(3) 児童図書

児童図書は、子どもが人生で出会う初めての本であり、読書の習慣が作られる大切な時代を共に過ごすものであることから、普遍的な価値のある質の高い本を提供できるよう選書を行う。子どもが読書の楽しさを発見し、豊かな感性や想像力を育むことができる資料や、学習、調べもの等に役立つ資料を幅広く収集する。

また年齢や体験が異なる子どもたちが、それぞれの興味や読書力にあった本に出会えるように、多様な資料を収集する。

(4) 地域資料

上田市図書館は、上田市及び近隣市町村（以下「上田地域」とする）に関する専門図書館としての役割を持つ。そのため、地域の資料の収集・保存を責任を持って行う。

ア 上田地域を理解し、その文化を継承するため、上田市が発行した刊行物および上田市に関連のある図書、新聞、雑誌、パンフレット等の資料を網羅的に収集する。

イ 長野県及び県内市町村に関する資料は、基本的資料、歴史的資料及び上田市と関わりのある資料を中心に収集する。

(5) 新聞

日々の情報源である新聞は、代表的な全国紙、地方紙、外国紙等を収集する。また検索手段に優れた縮刷版や電子メディア等も必要に応じて収集する。

(6) 雑誌

雑誌は、図書を超越する速報性と多様性があり、新しいテーマについての記事が載るなど役立つ情報源である。趣味や生活、レクリエーションなど、できるだけ多くの分野のものを、幅広く収集する。

(7) 視聴覚資料

視聴覚資料は、映像資料、録音資料等の基本的な作品及び代表的な演者の作品について、著作権を考慮して館外貸出が可能な資料を収集する。

地域資料は、可能な限り収集する。

また、紙資料では収集・保存が困難なものや、利便性等に配慮して、マイクロフィルム等を収集する。上田地域を知るための重要な資料となる地域新聞や、古文書を含む歴史的資料の利用と保存の観点から、これらのマイクロフィルムの収集を行う。

(8) ハンディキャップサービス資料

活字による読書が困難な市民に対して、図書館資料の利用ができるよう、大活字本、点訳図書や録音図書（カセットテープおよびマルチメディア DAISY 等）を収集する。また、録音図書については、収集のみならず、自館での作成に努める。

(9) 外国語資料

民族的・言語的・文化的に多様な外国籍等の市民に対して、多言語の資料を提供する。

また、外国の言語や文化に関する知識・情報を得ようとする市民に必要な資料を収集する。

(10) 電子資料

電子資料は、必要に応じて、質の高いサービスが提供できるものは導入し、一般向きで需要の高いものを選定する。また、オンラインデータベース等のネットワーク系の電子資料は、市民に提供できる環境を整える。

(11) 各種文庫

現有文庫の補充等、各種文庫に関連の資料を収集する。テーマ図書、特別コレクションのある図書館は、このための資料収集を行う。

(12) その他

その他、上記に含まれない資料であっても、当館にとって必要と判断される資料は収集する。

7 蔵書の更新および除籍

市民の生涯学習の拠点として、常に新鮮で継続性を持った蔵書構成を維持し、資料の充実を目的とした更新および除籍を行う。

8 その他

この方針に定めるもののほか資料収集に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則

(施行期日)

この収集方針は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する